

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
1	入札説明書	5	16	オ(エ)	予定事業価格	予定事業価格について上積みを考えていただけないでしょうか。工事費の高騰が続いており、現状の予定事業価格では応れできない事態も懸念しております。	公平性・透明性・競争性の確保の観点から、入札公告後の予定事業価格の変更は行いません。
2	入札説明書	5	16	オ(エ)	予定事業価格	予定事業価格について工事費の高騰により応れできない可能性を懸念しております。そのため、一部工事について別途工事もしくは2期工事への移行をご検討いただきたいです。	公平性・透明性・競争性の確保の観点から、入札公告後の事業範囲の変更は行いません。
3	入札説明書	5	16	オ(エ)	予定事業価格	予定事業価格について工事費等の高騰により応れできない可能性を懸念しております。そのため、愛知県大規模展示場整備事業や愛知県有料道路運営等事業で採用されているスキームである、コストプラスフィー＋オープンブック方式を採用頂くことを要望します。	公平性・透明性・競争性の確保の観点から、入札公告後の契約方法の変更は行いません。
4	要求水準書	8	25	(2)ア(イ)	サービス購入料	入札説明書等に関する質問回答No. 24では、「詳細は契約締結後に協議によって定めます」と回答がありましたが、貴県にて実費負担頂くか、事業者が一時的に支払う場合でも、前月に前払頂き、翌月に精算するなどして事業者に資金負担が生じない方法を事業者としては希望いたします。	県の負担となる光熱水費は、サービス購入料の範囲外であるため、特定事業契約書の適用はなく、SPC事業者と県との間で、別途支払方法や時期を取り決めることを考えております。基本的にはSPCが電気・ガス・水道代等を各インフラ事業者へ支払う前までに、SPC事業者の請求に対し、県が費用を支払うスキームを想定しております。
5	要求水準書	17	21	13	損害賠償・保険への加入	入札説明書等に関する質問回答No. 33では、「運営維持管理期間については賠償責任保険等が考えられる」、入札説明書等に関する質問回答No. 32では、「業務受託者が保険へ加入することで足りる」とのご回答がありました。運営・維持管理業務について適切に業務受託者に外部委託し、かつかかる業務受託者がそれぞれ賠償責任保険に加入していれば統括管理業務を担うSPCとしては、特段付保は求められないと理解して問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
6	要求水準書	17	21	13	損害賠償・保険への加入	入札説明書等に関する質問回答No. 33では、「運営維持管理期間については賠償責任保険等が考えられる」とご回答がありますが、保険金額（対人、対物に対する支払限度額）について貴県として要件指定はございますか。業務受託者のなかには会社として包括的な賠償責任保険に加入している事例もございますが、こうした保険加入の対応でも問題ございませんでしょうか。	要件の指定はありません。本事業の安定的な運営を行うことができる補償内容の保険に加入してください。
7	要求水準書	34	2	オ(イ)	電波障害シミュレーション	「電波障害シミュレーションを行った結果、誤差の限界値「3°」を超えることが確認された場合、国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性がある。その場合の費用負担は、事業者にて負担するものとする」とありますが、負担する費用と期間が不明です。費用は別途としてよろしいでしょうか。また、大阪航空局によるシミュレーション期間は設計期間に含めない、としてよろしいでしょうか。	電波障害シミュレーションは、基本設計完了時までに実施することを予定しています。基本設計着手以降、設計業務と並行して国土交通省大阪航空局へ事前相談等を重ね、計画の修正による費用や、設計期間の延長が発生しないように進めていく予定です。 なお、大阪航空局による電波障害シミュレーションの確認期間は、2～3週間を要すると想定しています。
8	要求水準書	34	9	オ(イ)	電波障害シミュレーション	「工事期間中や工事完了後、VORTACへの影響がないか国土交通省大阪航空局が、航空検査を実施する予定である。その際、事業者は航空検査に協力すること」とありますが、航空検査の協力内容が不明です。検査内容と協力内容をご教授ください。 また、航空検査の結果、影響ありとなった場合の対応が不明です。費用が発生する場合の負担は別途としてよろしいでしょうか。	国土交通省大阪航空局が行う検査の立会や、大型クレーンによる作業の一時中止等が想定されます。検査の結果、追加費用が発生する場合においては、県と事業者が協議の上、特定事業契約書の定めるところに従い措置することを想定しています。
9	要求水準書	35	26	(カ)	人にやさしいまちづくりの推進に関する条例関係	人にやさしいまちづくりの推進に関する条例の対象施設について、学校は対象と考えますが、各訓練施設（複合訓練施設、水難救助訓練棟）は対象外と考えてよろしいでしょうか。	「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく申請は、敷地単位となるため、条例の対象は消防学校エリア全体となります。但し、質問の対象となっている訓練施設に関しては、特定の学生・職員が専ら訓練のみに使用する特殊な建築物と整理するならば、条例の対象外と考えられます。なお、実務上は事業者から建築確認申請前に所管部署に事前相談することを想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
10	要求水準書	38	12	(ウ) a	耐震性能	管理・教育棟の耐震性能は図表 4-11にてⅠ類と記載があります。一方、管理・教育棟は、十分な変形能を有する免震構造とする、と記載があります。耐震構造でもⅠ類の耐震性能を満足できますので、耐震構造で提案させていただいてもよろしいでしょうか。	管理・教育棟は拠点指揮運用本部、救助部隊の調整等の基幹的広域防災拠点機能を担うほか、愛知県自治センターに設置される愛知県災害情報センター室が万が一機能しなかった場合の代替施設としても使用することから、その機能が十分発揮できるよう、十分な変形能を有する免震構造が必要と考えます。従って要求水準は原案のとおりとします。
11	要求水準書	38	12	(ウ) a	耐震性能	耐震性能が図表 4-11に示されており、宿泊棟、教育棟Ⅰ類、救助訓練棟（大屋根含む）Ⅱ類、とありますが、工事費の縮減を目的にⅢ類（人命の安全確保が図られた耐震性のレベル）で提案させていただいてもよろしいでしょうか。	宿泊棟、教育棟については、拠点運用時における休息・宿泊施設、広域搬送拠点臨時医療施設といった防災拠点としての機能を果たすことから、Ⅰ類レベルの耐震安全性の目標が必要と考えます。救助訓練棟（大屋根含む）については、Ⅲ類での提案を可とします。
12	要求水準書	40	イ		県が実施する事業後の清掃対応について	入札説明書等に関する質問回答No. 57にて、貴県が実施する事業後の清掃対応については、県の責任において実施する予定とありますが、清掃の品質確保等を考慮して、この貴県が実施する清掃業務を事業者へ委託頂くことは可能でしょうか。	可としますが、基本的に県が実施する清掃は、事業委託を行わず、職員が実施することを想定しています。
13	要求水準書	40	30	イ	防音対策	入札説明書等に関する質問回答No. 56にて「壁、窓等の防音対策の仕様は提案による」とありますが、外部建具の遮音等級はT-2（市街地相当）とし、今後データー受領後に別途協議とさせていただいてよろしいでしょうか。	質問にある仕様であれば、要求水準を満たすものと考えます。なお、詳細は事業契約後の協議により定めていくことを想定しています。
14	要求水準書	45	11	(イ) c	宿泊室の定員	「1室の定員5名とし、70室（6.7㎡×5人＝34㎡程度/室）、、、なお、一室の定員が6名となった場合に対応できること」とありますが、プライバシーをそれぞれ確保の要望の場合は、対応方法についてはミーティングスペースを利用するか、あるいは県が持ち込みエクストラベッドと机など什器備品等、一室当たりの面積（6.7㎡×6人＝40㎡程度/室）を広げる事を要求するもの、とお考えでしょうか。	1室あたりの面積（6.7㎡×6人＝34㎡程度/室）は要求せず、ミーティングスペースに県が別途調達するエクストラベッド、机、パーテーションを配置し対応することを想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
15	要求水準書	51			防災・減災の普・啓発及び人材育成スペース	教育棟の展示物に対して、「機器更新にかかる費用は事業者とする。」とありますが、機器の調達には事業者が行うものの、調達した機器の所有者は県に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、展示物の大規模な更新が必要になった場合には、県が費用負担の上、別途発注する想定です。
16	要求水準書	55	2		留意事項	「コンテンツや関係する資機材・備品等は提案によるが、設計段階から県による監修を受けることを前提とすること」と記載がありますが、県の監修による変更点、追加の資機材等が発生した場合、それに関する追加費用は県が負担していただくという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書	55	16	(エ) a	防火衣（上下）ロッカーの仕様	防火衣（上下）とヘルメット、防火靴のセットを収納するロッカー（例えば、W950D850/ケの3人用ロッカー）を「建築基本構想」46頁の車庫のロッカー室に400人分、配置することは寸法的に困難です。 車庫のロッカー室以外を利用、あるいは服掛けの形状を変更することにより対応することは可能でしょうか。 服掛けの形状変更が可能な場合、その仕様等を教示願います。	車庫内に400人分の防火衣(上下)を収納可能であれば、ロッカーの配置は必須ではありません。服掛けの形状変更は可能としますが、仕様等は提案に委ねます。 参考に、現行の県消防学校及び名古屋市消防学校の服掛けの仕様は、以下のとおりです。 県：壁面フック式 市：穴あき銅板、フック式
18	要求水準書	57	6	(エ)	車庫	車庫について「電動シャッターをつけること」とありますが、一方、「拠点運用時にも車両の進入・退出がスムーズであること」とあります。拠点運用時を優先して、シャッターを中止し、さらに外壁も無しにすることで、防災設備の縮減を提案させていただいてもよろしいでしょうか。	車庫では消防用車両、消防用資機材、防火衣を格納します。車両や資機材等の保全の観点からシャッターや外壁は必須と考えます。従って要求水準は原案のとおりとします。
19	要求水準書	58	9	(オ) c	ボイラー室	複合訓練施設各訓練室の温度50℃、湿度60%環境について、湿度制御（再加熱）に必要な蒸気コイル無しとし、蒸気噴霧のみで実現可能な温度50℃、湿度成行（90%程度になると想定）とする提案をさせていただいてよろしいでしょうか。	実火災の環境を想定した訓練を実施するため、温度50℃・湿度60%の条件としており、これを超える湿度90%の環境は、高湿度による火傷リスクの増加等、安全管理上のリスクが懸念されます。要求水準に示す温度・湿度条件を満たし、かつ安全を確保できる提案内容であれば認めることとします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
20	要求水準書	59	1	(オ) c	クラスA消火剤	『訓練では、クラスA 消火薬剤を使用し、筒先2 線の同時放水による最大1 m ³ /分の放水を想定しているので、十分な排水能力を確保すること』とありますが、直接側溝へ放流してもよろしいでしょうか。一次的貯留施設を設ける必要がある場合には求められている排水能力を示していただきたいのと、コストアップ要素のため設定予定価格について協議させてください。	複合訓練棟については、燃焼実験室では、模擬家屋として木材の他、一般的な家電製品や衣類什器を設置して燃焼することを想定しているため、産業廃棄物を燃やした際の汚水処理ができる排水処理設備を求めています。実火災訓練室も同様に、燃焼した木材等のくずや燃えカスが発生するため、消火訓練で使用した水は、貯留かつ無害化した後、放流することを求めます。排水能力については、要求水準で示す訓練内容を参考としてください。
21	要求水準書	59	10	(オ) c	複合訓練施設排水処理設備	入札説明書等に関する個別対話結果の回答No. 20にある燃焼した際に発生する産業廃棄物(くず・燃えがら・残材等)の回収・処分費等は本事業の範囲外であるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書	59	10	(オ) c	複合訓練施設排水処理設備	入札説明書等に関する個別対話結果の回答No. 20にある排水処理設備で無害化のために発生する汚泥や廃液等や水質測定費用は本事業の範囲外であるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	要求水準書	59	37	(オ) c	ボンベ充填室	ボンベ充填用の高圧コンプレッサーについては、前回までの要求水準の通り、貴県の負担にて準備していただくことは可能でしょうか。(消防用途に特化した機器のため)	高圧コンプレッサーについては、本事業において事業者の負担で整備を求めます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
24	要求水準書	63	5	(カ)	救助訓練棟 (大屋根)	「雨天時も晴天時と同様の訓練実施を可能とするため、救助訓練棟全体を覆う大屋根を設置する」とありますが、雨天時の訓練のために、全国の消防学校同様大屋根の無い救助訓練棟の提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	雨が降った場合でも、救助訓練棟を使った実践的な訓練ができるよう、大屋根を設けることとしております。要求水準については、原案のとおりとします。 なお、仕様については、提案に委ねます。
25	要求水準書	58～63		(オ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	表中にある各種模擬消防用設備及び模擬EVは保守点検は実施しなくてよいとの認識でよろしいでしょうか。	各種模擬消防用設備及び模擬EVの保守点検は、県で実施します。なお、模擬消防用設備は、「任意設置の消防用設備」ではなく、「消防用設備の形を模した教育施設」のため、点検義務はありません。模擬EVについても、同様です。
26	要求水準書	64	7	(キ)	街区消火訓練場	「可動式模擬家屋9棟」とありますが、街区を表現できる最低限の棟数として他県施設同様7棟を提案させていただいてよろしいでしょうか。	ブロック内火災を想定した実践的な訓練を行うためには、9棟の整備が必要であるため、9棟の整備を求めます。
27	要求水準書	68	8	(サ)	屋外訓練場	屋外訓練場を照らす夜間照明設備（100 lx 以上）を設けることとありますが、常設外灯として野外運営に十分な平均30ルクス程度で見直し（提案）させていただいてもよろしいでしょうか。	夜間訓練においては最低でも100lxの確保が必要であり、平均30lxでは照度が不足します。従って要求水準のとおりとします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
28	要求水準書	69	35	(5)イ	非常用エレベーター	「消防職員等の学校教育で使用するため、管理・教育棟のエレベーターに非常用エレベーターの取扱い訓練が実施可能なようにすること」とありますが、法的に非常用エレベーターの設置義務は無いため、普通エレベーター（乗降ロビーの排煙設備、連結送水管、非常コンセント設備無し）の提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	高層建築物火災を想定した効率的な消防活動を教育・訓練できる環境を整備するため、非常用エレベーター1基以上の設置を求めます。構造面で非常用エレベーターの基準をすべて満たす必要はありませんが、「一次消防運転」、「二次消防運転」、呼び戻し方法や中央監視室との連携方法などの基本機能を使用可能としてください。 【必要な機能・設備】 ○ カゴ内設備 ・ 一次・二次消防運転スイッチ ・ 管理室との連絡電話装置 ・ カゴの戸を開いたまま昇降させる装置 ○ 乗降ロビー設備 ・ 屋内消火栓 ・ 連結送水管放水口 ・ 非常用コンセント ・ 排煙設備 ・ 特定防火設備の出入口
29	要求水準書	74	14	エ	自動制御設備	『建築設備全体の監視機能、表示機能、操作機能、制御機能、データ管理機能、保全業務支援機能を備え、中央監視盤は防災防犯総合盤との通信、情報受け渡し、連携機能を備えること』とありますが、建物規模を鑑みて空調の集中制御装置及び警報盤による主要機器の警報表示にて考えますが、よろしいでしょうか。	保守管理の点において、消防学校における設備等の機能および性能を維持し、サービスの提供を円滑に行い、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるのであれば、可とします。
30	要求水準書	74	17	エ	自動体外除細動器（AED）	自動体外除細動器（AED）は、販売には薬機法による許可が必要ということもあるため、貴県によるリースとしていただくことは可能でしょうか。	事業者において、販売業の許可を持つ者から購入し、事業者の所有として設置・管理をしていただくか、貸与業の許可を持つ者とリース契約を行い設置していただくことを想定しています。
31	要求水準書	74	34	オ	排水設備	現時点で豊山町との協議は不可のため、宿泊棟食堂厨房は下水道法の特設施設には該当しないものとし、排水はグリーストラップのみで処理を行い、それ以外の除害設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	消防学校の食堂は、下水道法上の「特定事業場」に該当しないと考えられるため、排水はグリーストラップのみで支障ありません。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
32	要求水準書	74	36	オ	排水設備	『雑用水は、雨水の再利用等による水資源の効率的利用、省資源化を図ること』とありますが、雨水の再利用は行わず、節水型器具の採用を提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	水資源の効率的利用、省資源化を目的として要求水準としています。「雨水の再利用」は要求水準を満足するための手法の例示であり、これ以外に要求水準を満たす手法であれば、そのような提案も可とします。
33	要求水準書	75	12	オ	消火栓	外構の消火栓について、8台同時放水を前回までの要求水準の通り6台同時放水とする提案をさせていただいてよろしいでしょうか。	タンク車を8台配備する予定であり、共同設置による学生数の増加も見込まれることから、8台による同時放水が可能な設備の整備を求めます。
34	要求水準書	76	6	ケ	水道（ライフライン）の途絶対策設備	飲料水は飲料水兼用耐震性貯留槽で200kLを確保する計画ですが、貯留槽では水道途絶後は時間経過とともに水質劣化します。地上設置の受水槽の場合は薬注装置での水質保持が可能なため、飲料水兼用耐震性貯留槽は無しとし、地上設置の受水槽＋薬注装置での確保を提案させていただいてよろしいでしょうか。	水道が途絶した場合においても、後方支援活動要員用の飲料水を確保し、防災拠点としての役割を果たすため、受水槽ではなく、高い耐震性を有するとともに、常に新鮮な水を循環させ、災害時にはポンプ等で給水が可能な飲料水兼用耐震性貯水槽の設置が必要と考えています。
35	要求水準書	107	1	(5)	寝具クリーニング業務の料金設定	入札説明書等に関する質問回答No112・113にて寝具クリーニング業務は「事業者の収入になる」との回答がありますが、料金設定は事業者側で設定させて頂きたく存じます。例えば、入札説明書等に関する質問回答No.113だと現在の単価は税込66円との記載がありますが、物価高騰等も考慮して事業者側で自由に料金設定させて頂きたく存じます。	料金設定については、事業者の提案に基づき、協議の上決定します。
36	要求水準書	108	19	ウ(イ)	機械警備	機械警備の防犯通報システム(侵入防止)については、管理・教育棟、宿泊棟、教育棟の外部より侵入が想定されるエリア及び事務室や教職員室等に計画し、その他の施設は対象外としておりますがよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
37	要求水準書	113	13	2	光熱水費について	本事業における光熱水費については、食堂運営等を除き県の負担とありますが、食堂運營業務における光熱水費の事業者が負担する範囲は調理業務（厨房内）の範囲とし、食堂ホール（喫食区域）は範囲外として頂けないでしょうか。	食堂ホール（喫食区域）については、専ら事業者による食堂運營業務に限定して使用を想定するため、光熱水費については、事業者負担とします。 仮に県が使用する事態が発生した場合は、その費用負担は県とするものとして協議することを想定しています。
38	要求水準書	113	13	2	行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金について	任意事業として以下を検討しています。 ①食堂運営（消防学校の利用時間帯以外の食堂を消防職員等以外の利用に供する事業） ②売店の設置 ③自動販売機の設置 ④教室事業（本施設の一部を占有） 要求水準書にて使用料は「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金」を参考にしようにとの記載があり、土地価格含めて（88,500円/㎡）細目料金と照らし合わせると、 ①②③は「8級地」の「建物等の敷地として使用する場合」、 食堂、売店等の店舗又は広告物を設ける場合」に該当し、 ④は「8級地」の「集会その他これに類する催しのため一時的に使用する場合」に該当すると考えておりますが、貴県の考えをお示しください。	使用料算定の考え方については、①, ②, ③については、「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金表（建物の部その3）」に基づき、④については、「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金表（建物の部その5）」に基づき算定します。 豊山町が公表している標準宅地価格等から現時点での想定級地を算出すると、7級地となりますが、正確な級地については、行政財産を許可する日の属する年の前年の土地価格（相続税法の規定により定められた相続税評価額）により算定をします。 なお、施設利用者の利便性、公益性が高いと認められる場合は、無償又は減免の措置を講じる場合があります。
39	要求水準書	113	13	2	任意事業に関わる光熱水費	本事業における光熱水費については、食堂運営等を除き県の負担とありますが、施設内に設置する自動販売機等の任意事業実施においては「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金」を払うため、別途任意事業における光熱水費の負担は無い整理と頂きたく存じます。	任意事業の光熱水費については、「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金」に基づき算定しますが、「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金」では、「電気、ガス、水道、冷暖房等の施設その他知事が指定する附属施設を使用する場合の使用料に加算する実費は、当該施設に係る経費を基礎とし、許可による使用面積と行政財産の延べ面積の比率等の方法により算出する。」とあることから、実費分を含んだ使用料が設定されます。
40	基本協定書（案）	2	10	第2条第2項	特定事業契約締結のための協議	基本協定書第2条第2項に基づく協議においては、特定事業契約の条文の解釈に関する確認を行い、当該確認の結果を解釈覚書として合意することまで想定していることをご確認ください。	ご理解のとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
41	特定事業契約書（案）	12	1	第31条第6項	事業用地引渡の遅延	県が事業用地の引渡しを遅延したことで、やむを得ず建設工事完了が運営開始予定日を超過せざるを得ない場合でも、事業者が生じた追加費用については、県が、合意延長するか県が当該費用を負担するかのいずれかを判断できることになっています。事業者にとっては運営期間が縮減しているわけですから、合意延長により運営期間の確保を優先することを希望します。県が費用負担を選択される場合は、費用だけでなく運営期間が縮減したことによる事業者の損害・損失や、逸失利益も含めてください。	県による事業用地の引渡しの遅延が発生し、建設工事完了が運営開始予定日を超過せざるを得ない場合に、合意延長による運営期間の確保を優先することを希望するという点については、県としても合意延長は前提として考えており、現行の記載で対応可能と考えております。また、引渡しの遅延に伴い発生する費用については、事業者が適法に業務を遂行する限り、県が負担すべき追加費用は発生し得る一方で、損害・損失は発生しないものと考えますが、発生した場合の措置は、県と事業者による協議の上、取り決めることを想定しています。 一例として、引渡しが3か月遅延した場合、運営・維持管理期間を3か月延長した上で、3か月間に遅延を原因として発生した資材保管費等については、追加費用として県が負担することを想定しています。 なお、合意延長と県が負担する追加費用は二者択一の関係ではなく、双方が適用される場合もあります。
42	特定事業契約書（案）	13	1	第35条第1項(5)	契約の保証	入札説明書等に関する質問回答No. 130では、「特定事業契約の締結と同時に保険が発効できるよう」とご回答がありますが、例えば、事業者自らが保険契約者となる場合には親会社等の連帯保証が必要となり、工事請負者それぞれが保険契約者となる場合は、工事請負契約をエビデンスとして保険加入手続を行います。工事請負契約は事業契約締結後に締結するものであり、いずれの場合においても、保険契約の締結には保険契約者、保険会社双方の社内手続き等に時間がかかります。こうしたことから、特定事業契約の締結後「速やかに」或いは「遅滞なく」に変更して頂けないでしょうか。	特定事業契約の締結以降、設計・建設業務の履行业務が発生すると解釈するため、当該履行義務の発生日を始期とし、設計・建設期間が終了する日を終期とした履行保証契約が締結できるよう措置してください。なお、「契約の締結と同時に」とは、「愛知県建築設計業務等委託契約約款」第4条第1項、及び「愛知県公共工事請負契約約款」第4条第1項に準じたものであることを申し添えます。
43	特定事業契約書（案）	14	5	第36条第5項	地中埋設物	入札説明書等に関する質問回答No. 131に関して、「損害・損失については、補償の対象と致しません。」とありますが、要求水準書等に示した情報から合理的に判断できない土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物（不発弾含む）又は地盤の状態に起因して事業者の損害・損失が発生した場合は、事業者の帰責事由はないのであり、事業者が生じた損害・損失（逸失利益含む）は、本来的にも貴県が負担すべきと思われます。貴県の補償の対象として頂けますでしょうか。	要求水準書等に示した情報から合理的に判断できない範囲の土壌汚染、地中埋設物又は地盤の状態に起因して発生する撤去・除去等が必要な場合は、事業者が適法に業務を遂行する限り、県が負担すべき追加費用は発生し得る一方で、損害・損失は発生しないものと考えますが、個別具体の対応については、県と事業者による協議の上、取り決めることを想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
44	特定事業契約書（案）	22	6	第52条第1項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	入札説明書等に関する質問回答No.136の繰り返しですが、本条に関するサービス購入料Aの改定手順について、別紙6に記載をお願いします。なお、その場合には、現在の物価高騰に鑑み、本条第1項乃至第4項の「全体スライド」とともに第6項の「インフレスライド」における改定手順についても記載をお願いします。	全体スライド及びインフレスライドについては、「愛知県公共工事請負契約約款」の運用に準じた改定手順を想定しています。 なお、特定事業契約書における改定手順の記載については、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。
45	特定事業契約書（案）	22	6	第52条第6項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	入札説明書等に関する質問回答No.137では、特定事業契約第52条第6項の適用可否について、「急激なインフレーション」が生じているか否かが実質的な判断要素」とご回答を頂いております。この点、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価は前年比6%、設計業務委託等技術者単価は前年度比5.7%の引き上げとなっており、当コンソーシアムとしては、現在は「急激なインフレーション」が発生している状態と考えますが、貴県もご同意頂けますでしょうか。	インフレスライドの適用にあたり、急激なインフレーションが生じているか否かの実際の判断は、契約締結後、「愛知県公共工事請負契約約款」に準じ判断しますが、仮に令和7年5月末時点を契約締結日とした場合には、インフレスライドが適用し得る状態であると考えます。
46	特定事業契約書（案）	22	27	第53条	臨機の措置	「事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない」とありますが、災害が発生した場合の「拠点運用」と「臨機の措置」との棲み分けをご教示ください。「臨機の措置」はサービス購入料A、「拠点運用」はサービス購入料Bが県の救済措置の対象となっておりますので、整備期間に生じた災害対応は「臨機の措置」、運営期間に生じた災害は「拠点運用」の関連条項が適用されると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。特定事業契約書(案)第53条の規定は、「愛知県建築設計業務等委託契約約款」第26条の2、及び「愛知県公共工事請負契約約款」第27条の規定と同義であり、設計・建設段階における、地震、台風、大雨、洪水、その他の異常な自然現象による災害から人身被害の防止、2次災害の防止や被害軽減のため迅速に対応する等の措置に関することを規定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
47	特定事業契約書（案）	29	27	第71条第4項	合意延長	入札説明書等に関する質問回答No. 141に関して、「合意延長は認めますが、補償については行いません。」とあります。繰り返しですが、拠点運用時に起因して生じた損害・損失は、凡そ事業者で制御できるものではありませんし、損失を期間延長の収益で取り返すという考えは適切ではありません。合意延長と選択できることは構いませんが、当初から補償の適用除外とすることは理屈に合わないと思います。	拠点運用時において事業者が適法に業務を遂行する限り、県が負担すべき追加費用は発生し得る一方で、損害・損失は発生しないものと考えますが、個別具体の対応については、県と事業者による協議の上、取り決めることを想定しています。
48	特定事業契約書（案）	35	22	第87条第1項(8)	事業者による表明及び保証	入札説明書等に関する質問回答No. 146に関して、大会社でない場合には会計監査人の設置は会社法上の要件ではなく、会計監査人の設置には毎年相応のコストも発生致します。繰り返しで恐縮ですが、資本金が億に満たない規模のSPC（非公開会社）を組成する場合には、会計監査人の設置は任意とさせていただきます。	会社法に定める要件に該当し、会計監査人の設置が義務となる場合、及び定款の定めにより会計監査人の設置を定める場合を除いては、会計監査人の設置は必須ではないものとします。
49	特定事業契約書（案）	40	1	第96条	不可抗力	本事業はその性質から災害が生じても事業者が撤退を選択することは容易ではありません。そうしたなかにあって、事業者がその発生を予見できず、防止手段を講ずることが合理的に期待できない場合においてさえ、事業者が生じた損失（逸失利益を含む）が補償されないとすると、事業者は過度の負担を長期に渡って強いられかねません。こうした観点から、不可抗力発生時に事業継続を選択した場合においては、事業者が生じた追加費用だけでなく、損害・損失（逸失利益を含む）についても県による補償の対象としてください。	不可抗力発生時に事業継続を選択した場合において、事業者が適法に業務を遂行する限り、特定事業契約書(案)第96条第5項に定める県が負担すべき追加費用は発生し得る一方で、損害・損失は発生しないものと考えますが、個別具体の対応については、県と事業者による協議の上、取り決めることを想定しています。 なお、大規模災害が発生した場合には拠点運用開始決定が行われることを想定しておりますが、質問の趣旨は拠点運用時の状態以外の場合における特定事業契約書(案)第96条第7項に定める事業継続と認識しており、当該事業継続に関する協議については個別具体的な事象に即して協議する予定です。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
50	特定事業契約書（案）	46	14	1（2）	違約金	入札説明書等に関する質問回答No. 150に関して、再度のご質問です。 本件では、違約金について本施設引き渡し後はサービス購入費Bの10%に相当する金額と記載がございますが、通常は、事業期間1年分のサービス購入費Bの10%であるのが一般的であり、他例と比べて非常に厳しい制約となっております。こうした制約を課す理由をご説明頂くとともに、違約金の金額について事業年度1年分のサービス購入費Bに相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）の10%に相当する金額へのご修正を再度希望いたします。	特定事業契約書(案)第109条第1項第2号に定める本施設の引渡後（運営・維持管理期間中）の違約金は、当該年度のサービス購入料Bの10%へ改めることを検討します。
51	特定事業契約書（案）	別紙5	30	3	拠点運用時におけるサービス購入料Bの支払い等	入札説明書等に関する質問回答No. 153では、「サービス購入料Bの裏付けとなっている運営・維持管理費等（統括マネジメント業務費含む）の拠点運用時の実績値が平常運用時よりも増加した場合は県の負担となる」とご回答を頂いております。 具体的に、以下(i), (ii)を補填頂けることを確認させてください。 (i) 入札時に提出する事業計画の「運営・維持管理費等（統括マネジメント業務費含む）」の金額のうち、拠点運用発生期間の費用計画値の累計額と、実際の拠点運用時に発生した実績値の累計額との差額（=増加費用） (ii) 入札時に提出する事業計画の「利用料金収入」の金額のうち、拠点運用発生期間の収入計画値の累計額と、実際の拠点運用時に発生した実績値の累計額との差額（=収入減少額）	(i)についてはお見込みのとおりです。 (ii)については、拠点運用時における増減額を調整します。調達済みの食材費や人件費等といった固定費に充当される部分については、追加費用として県が補填することがあります。
52	特定事業契約書（案）	別紙6	11		物価変動に基づくサービス購入料の改定	入札説明書等に関する質問回答No. 156の繰り返しで恐縮ですが、「物価変動に基づくサービス購入料Aの改定」についても別紙6に手順の記載をお願いします。具体的には、特定事業契約第52条第1項乃至第4項の「全体スライド」とともに第6項の「インフレスライド」のそれぞれについて、 ①物価変動率を算定する場合の参照指標、 ②物価変動率の起算日となる基準日、 ③参照指標が適切でなくなった場合の改定手続きについて記載をお願いします。物価上昇時における取引ルールが不安定なままでは事業者として安心して入札できませんのでご対応をお願いします。	②については、特定事業契約書(案)第52条第1項において、基準日を「入札公告日」としています。 ①及び③について、特定事業契約書における参照指標及び参照指標の改定手順の記載については、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに事業者の申し入れがあった場合に、協議の上書面化することを検討します。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
53	特定事業契約書（案）	別紙 6	11		物価変動に基づくサービス購入料Aの改定	入札説明書等に関する質問回答No.155に関して、「現時点での指標を示しています。」とのご回答を頂いておりますが、内閣府からは令和7年3月31日付けで「PPP／PFI事業における物価上昇の影響への対応について（通知）」において、「サービス対価改定の基準とする物価指数は、「感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。」と指摘されております。以上を踏まえて、サービス購入料Aの物価変動指標としては、「建築費指数（建築物価調査会）」の都市別（愛知県）をご採用ください。 なお、上記通知でも「設備費等が上昇していること等も踏まえつつ・・・」とあるように、現状の設備の物価上昇は如何なる指標をもってしても実態を適切に反映しているとはいえません。斯様なことから、設備については、実際の支払伝票や客観的な見積値なども物価変動の算定値として採用して頂けないでしょうか。	サービス購入料Aの物価変動指数として、「建築費指数（建築物価調査会）」の都市別（愛知県）の採用を検討します。なお、スライド条項の適用を協議する際の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができることとしたいと考えております。 また、スライド条項の適用を協議する際の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、見積に基づくなど、別途の物価指数を用いることができることとしたいと考えます。
54	特定事業契約書（案）	別紙 6	11		物価変動に基づくサービス購入料Aの改定	入札説明書等に関する個別対話結果の回答No.53について、サービス購入料Aにおける設備工事費の指標は如何なる指標をもってしても実態を適切に反映することが難しいと考えております。 そのため、以下方法にて事業者より見積金額を提示する為、実勢単価をより反映した見積上昇率を指標として採用いただきたく存じます。 入札時については、様式F-2-②にて建築工事と同様に設備工事も工種ごとに見積を提出します。 その後、特定事業契約締結前に、設備工事は採用業者の見積内訳書に加え、業者選定時に見積提示を依頼した他業者の見積内訳書を提示します。なお、見積内訳書は、工種ごとに数量及び単価を示した業者見積書を提示し、上記2回で提出する金額については、入札公告時点（2025年2月）の金額となります。 そして、工事着手前（残工事量100%）のスライド申請時には、特定事業契約締結時に提出した見積内訳書と同様の数量で、採用業者に加え、前回同様の他業者からも実勢単価を反映させた精算見積金額を徴収し、貴県にご提示しますので、貴県では、特定事業契約締結時の見積金額と精算見積金額を比較いただき、上昇率をインフレスライドの指標として採用いただきたく存じます。	物価変動に基づくサービス購入料Aの改定を請求する者が、協議の際に積算や見積書、購入価格を証明できる書類により疎明し、改定前の指標を用いることが適切でないと判断した場合は、双方合意の上、指標を改定することができますと考えます。 なお、スライド条項の適用を協議する際の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、見積に基づくなど、別途の物価指数を用いることができることとしたいと考えます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
55	特定事業契約書（案）	別紙 6	11		物価変動に基づくサービス購入料Bの改定	入札説明書等に関する質問回答No.155に関して、役務変動指数として「企業向けサービス価格指数（日本銀行）」が指定されていますが、維持管理業務は「点検・保守及び運転・監視業務」「清掃業務」「警備業務」に明確に区分されている「建築保全業務労務単価（愛知県）」の方が本案件の実際の発生費用との乖離が少ないように思います。本指数を役務変動指数にご変更ください。	現時点では、役務費変動指数として「企業向けサービス価格指数（日本銀行）」が最も適切であると考え、原案のとおりとします。 なお、別紙6の1「事業期間の開始年度のサービス購入料B」のただし書き「また、県及び事業者は、当該指標を用いることが適切でない場合、又は他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定することができるものとする。」のとおり、指標を改定することも想定しています。特定事業契約前に指標の変更を求める場合には、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに、適切と考える参照指標及び適切であることを疎明する情報を提示いただくことを想定しています。
56	特定事業契約書（案）	別紙 6	11		物価変動に基づくサービス購入料Bの改定	入札説明書等に関する質問回答No.155に関して、人件費変動指数として「毎月勤労統計調査(厚生労働省)」が指定されていますが、運営業務については地元企業への委託や地元の方の直接雇用が中心となってきますので「愛知県最低賃金（地域別最低賃金）」の方が本案件の実際の発生費用との乖離が少ないように思います。本指数を人件費変動指数にご変更ください。	人件費変動指数については、「愛知県最低賃金（地域別最低賃金）」よりも賃金水準やその他の各指数の変動も踏まえて算定される「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」の方が人件費の変動を確認する指標としては適切であると考えられることから、現時点では、「毎月勤労統計調査(厚生労働省)」が最も適切であると考え、原案のとおりとします。 なお、別紙6の1「事業期間の開始年度のサービス購入料B」のただし書き「また、県及び事業者は、当該指標を用いることが適切でない場合、又は他に用いることが適切な指標がある場合等については、双方合意の上、指標を改定することができるものとする。」のとおり、指標を改定することも想定しています。特定事業契約前に指標の変更を求める場合には、落札者の決定後、特定事業契約の締結前までに、適切と考える参照指標及び適切であることを疎明する情報を提示いただくことを想定しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
57	特定事業契約書（案）	別紙 6	11		物価変動に基づくサービス購入料A・Bの改定	入札説明書等に関する質問回答No.155に関して、「事業期間内において指標が実態と乖離している場合において、指標の見直しは可能」とご回答頂いておりますが、実態との乖離度についての貴県のお考えをご教示ください。例えば、指標で計算される物価上昇値が実態の上昇値よりも1.5%以上乖離する場合には、指標の見直しができると考えて宜しいでしょうか。また、新たな指標をもってしても、なおも、実態と乖離が生じる場合には、実際の支払伝票や客観的な見積値なども物価変動の算定値として採用できることを確認させてください。	物価変動に基づくサービス購入料の改定を請求する者が、協議の際に積算や見積書、購入価格を証明できる書類により疎明し、改定前の指標を用いることが適切でないと判断した場合は、双方合意の上、指標を改定することができると思います。 なお、スライド条項の適用を協議する際の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、見積に基づくなど、別途の物価指数を用いることができることとしたいと考えます。
58	様式集及び記載要領	26			様式5-3	入札説明書等に関する質問回答No.170では「統括マネジメント業務は委託は不可とし」とありますが、これは「統括マネジメント業務の全てを一括して」委託することは不可ということであり、総務や経理など一部の業務を例えば出資企業に対して外部委託することは問題ないと考えても宜しいでしょうか。	特定事業契約書(案)第21条第2項は、統括マネジメント業務の実施の包括的な委託・請負を禁止するものです。総務や経理の一部業務の委託までもを制限するものではありません。
59	様式集及び記載要領			【様式F-2】 【様式P】	作成全般について	収益や費用として明記する名称は現在記載されている例示を尊重しつつも、適宜追記や補足、改定して明記することは差し支えないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	様式集及び記載要領				様式F-2-①	本様式では、資産の購入、修繕、保守に関連する費目を記載すると理解して宜しいでしょうか。例えば、損益計上される修繕費や保守費も資産購入に付随する費用として計上するが、開業準備費用のように、整備段階で掛かる費用であっても、資産の購入に関連しない費目は計上しないと理解していますが、その理解で宜しいでしょうか。	本様式は、投資や資金調達に係る費用について記載頂くものですので、資産の購入との関連に関わらず、投資や資金調達に係る費用についてご記載ください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第1期・消防学校） 入札説明書等に関する個別対話結果

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
61	様式集及び記載要領				様式F-2-③	入札説明書等に関する質問回答No. 183に関しての確認ですが、整備段階で発生する設計・建設費や開業準備費、それらに対応するサービス購入料Aは、開業前の期間に営業収益・費用として計上するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	様式集及び記載要領				様式12 様式F-2-③	「運営・維持管理段階における県の運営費用負担総額」というのは、様式F-2-③の「運営費負担収入」の合計値であり、特定事業契約別紙5に記載される「サービス購入料B」の合計値と理解していますがその理解で宜しいでしょうか。仮に、これらが異なる概念であれば、それぞれご説明をお願いします。	お見込みのとおりです。